

案

京都市

子ども医療費 支給制度 ミニガイド

この冊子は
ご家庭で大切に保管
してください



京都市
CITY OF KYOTO

京都市子ども医療費支給制度

子ども医療費支給制度は、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるようにするため、保護者が支払う医療費（健康保険の自己負担額）の一部を京都市が支給する制度です。所得制限はありません。

申請書などの提出先・制度等のお問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町

488番地 北庁舎6階

京都市子ども家庭支援課分室

TEL：075-222-3777

FAX：075-251-1132

目次

受給者証	3
支給の対象	8
0歳から小学校6年生まで	9
中学校1年生から中学校3年生まで	10
医療費の払戻し	11
こんなときには手続きが必要です	14
手続き方法	16

受給者証

受給者証は、子ども医療費支給制度による医療費の支給を受けるためのものであり、医療機関を受診するときや医療費の支給申請を行うときに必要なものです。大切に扱ってください。

中学生のお子さんの受給者証は2種類あります。入院時と通院時に提示する受給者証が異なります。

お子さんが京都府内の医療機関等を受診する場合、受給者証を「保険資格情報が確認できる書類」（次ページ参照）と一緒に、医療機関等の窓口へ提示してください。

○保険資格情報が確認できる書類について

1. 紙の保険証（令和6年12月1日までに発行されたもの）
2. 資格確認書
3. 資格情報のお知らせ
4. マイナポータルの画面の写し

いずれも、以下の記載があるものが有効です。

- 対象となるお子さんの氏名と生年月日
- 保険の記号、番号（枝番）
- 適用開始年月日（資格取得日）
- 被保険者氏名
- 保険者名（例：〇〇健康保険組合）

窓口で申請される場合は原本をお持ちいただき、
郵送で申請される場合は写しを提出してください。

○子ども医療費受給者証（白色）

- 0歳～中学校3年生のお子さんの入院、
訪問看護の利用
- 0歳～小学校6年生のお子さんの通院

○京都市子ども医療費受給者証（さくら色）

- 中学校1年生～中学校3年生のお子さんの通院

	0歳～小学校6年生	中学校1年生～中学校3年生
入院 訪問看護	「子ども医療費受給者証」 （白色）	
通院 (医科、歯科、薬局等)	「子ども医療費受給者証」 （白色）	「京都市子ども医療費受給者証」 （さくら色）

<受給者証についての注意事項>

- 1 京都市子ども医療費受給者証(さくら色)は、中学生のお子さんには、子ども医療費受給者証(白色)と併せて交付します。

小学生以下のお子さんには、中学校入学前(小学校6年生の3月)に「京都市子ども医療費受給者証」(さくら色)を郵送します。さくら色の証は、4月から使用してください。

- 2 受給者証が交付されたら、記載内容に間違いがないか確認してください。
- 3 医療機関等を受診するときは必ず窓口で提示してください。提示がない場合や誤った受給者証を提示した場合は、健康保険の自己負担額全額をお支払いいただく必要があります。

- 4 小学生のむし歯治療については、原則として学童う歯対策事業が優先されますが、学童う歯対策事業により歯科医院等を受診する場合も、子ども医療費受給者証（白色）を必ず提示してください。
- 5 有効期限が過ぎた受給者証は使えません。はさみ等で裁断し廃棄してください。

支給の対象

保護者が支払う医療費（健康保険の自己負担額）の一部を支給します。医療機関等の窓口では、次ページ以降の一部負担金の支払いが必要です。

なお、保険診療の対象とならない次のようなものは、子ども医療費の支給対象となりませんので、ご注意ください。

- 予防注射、健康診断の費用、文書料
- 乳幼児健診、保険診療外の歯列矯正等
- 入院時の食費負担額、差額ベッド代、個室料
- オムツ代、薬の容器代
- 200床以上の病院での初診時の特別料金

など

■ 0歳から小学校6年生までの一部負担金

(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

○入院

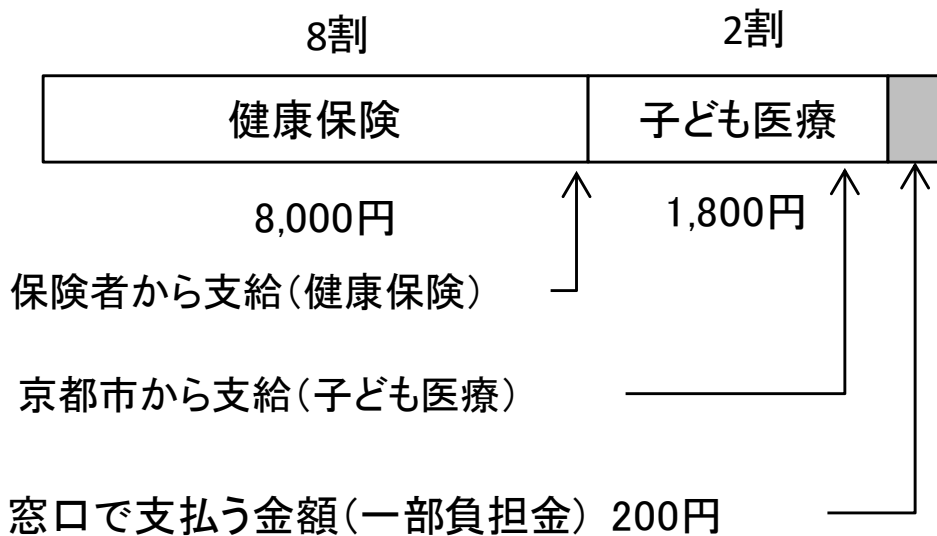
1医療機関当たり1か月200円まで

○通院 (訪問看護ステーションの利用も含む。)

1医療機関当たり1か月200円まで (※)

- ※ 調剤薬局では一部負担金はかかりません。
- ※ 小学生のむし歯治療については、学童う歯対策事業が優先されます。

例: 医療費が1万円で自己負担割合が2割の場合



■中学校1年生から中学校3年生までの一部負担金

(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

○入院

1医療機関当たり1か月200円まで

○通院

(訪問看護ステーションの利用も含む。)

1か月1,500円まで(※)

- ※ 調剤薬局では処方箋が出た医療機関ごとに一部負担金がかかります。
- ※ 複数医療機関等を受診するなど1か月の自己負担額の合計が1,500円を超えた場合、超えた額を申請により支給します。(詳しくは11~13ページをご覧ください。)

医療費の払戻し

以下の場合、医療機関等の窓口で支払った医療費の支給申請を行うことにより、その支払額から一部負担金を差し引いた金額について、口座振込の方法により支給を受けることができます。

- 府外受診等、子ども医療費支給制度の取扱いをしていない医療機関等を受診したとき
 - 受給者証を医療機関等の窓口に表示できず、医療費を支払ったとき
 - 健康保険から療養費の支給を受けたとき
 - 治療用装具を購入したとき
 - 中学校1年生以上中学校3年生までのお子さんが通院で受診し、複数医療機関等を受診するなど1か月の自己負担額の合計が1,500円を超えたとき
- など

<以下のものを裏表紙の提出先まで郵送してください>

- ①医療費支給申請書（ホームページからダウンロード出来ます）
- ②子ども医療費受給者証（白色）のコピー
- ③振込口座が分かるキャッシュカード等のコピー
- ④患者名、受診日、医療機関名、保険診療点数が記載された領収書等（原本）
- ⑤ 受給者以外の方の口座に振り込む場合は、委任状及び受任者の振込口座の分かるもの
- ⑥保険者等が発行した療養費、高額療養費、付加金等の支給を受けたことが分かる書類（支給を受けた場合のみ）
- ⑦（治療用装具の申請をされる方）治療用装具製作指示装着証明書または、医師の意見書（同意書）、治療用装具装着証明書
- ⑧（柔道整復、鍼灸あんまマッサージの場合）療養費支給申請書のコピー

※ 京都市子ども家庭支援課分室または区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所、神川出張所の窓口で申請される場合は、子ども医療費受給者証（白色）、お子さんの保険資格情報が確認できる書類、通帳またはキャッシュカード等は必ず原本をご持参ください。

＜払戻し手続についての注意事項＞

- 1 申請期限は診療日の翌日（中学生外来は診療月の翌月）から5年以内です。
- 2 医療費の支給方法は、保護者口座への振込みです。
- 3 保険資格情報が確認できる書類の提示ができず医療費の全額を支払った場合、治療用装具（コルセット、弱視用眼鏡等）を作った場合、高額療養費、付加金等の支給を保険者から受けられる場合は、先に保険者からの支給を受けてください。
- 4 健康保険の対象外となる治療や医療機関等の窓口での10円未満の四捨五入、社会保険各法の規定による高額療養費の支給等により、実際にお支払いされた金額よりも支給額が少なくなる場合があります。
- 5 自立支援医療やスポーツ災害共済給付など、国、地方公共団体若しくは独立行政法人の負担による医療費の支給を受けることができる場合、その範囲は対象になりません。

こんなときには手続きが必要です

○異動届の提出が必要な場合

- 住所や氏名に変更があったとき
- 健康保険の内容に変更があったとき
- 生活保護、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療など、他の制度により医療費の支給を受けることになったとき
- 受給者である保護者の変更があったとき
- 子ども医療受給中のお子さん、保護者が亡くなられたとき

○再交付申請書の提出が必要な場合

- 受給者証を紛失したとき
- 受給者証を汚損したとき

○第三者加害届の提出が必要な場合

- 交通事故等の第三者加害により子ども医療を利用したとき

＜異動届についての注意事項＞

- 1 異動の手続を速やかに届け出ていただけなかった場合、医療費の支給ができなくなり、支給した医療費を返還していただくことがありますので、ご注意ください。
- 2 市外転出など、本市子ども医療費支給制度の受給資格を喪失する事由に該当する場合は、その時点をもって、医療費の支給を受けられなくなり、喪失後に支給した医療費については返還していただく必要がありますので、ご注意ください。

手続方法

手続は京都市子ども家庭支援課分室への
「郵送手続」をご利用ください！

申請書等は京都市子ども家庭支援課分室に
郵送してください。

申請書等の様式は京都市子ども家庭支援課
分室のホームページからダウンロードできま
す。（区役所・支所の子どもはぐくみ室でも配
布しています。）

郵送による申請の場合、子ども医療費受給者証及び保
険資格情報が確認できる書類、通帳またはキャッシュカ
ードは、原本の代わりにコピーを同封してください。

また、不着等の郵便事故については、京都市は一切の
責任を負いませんので、保険資格情報が確認できる書類
の原本等を誤って送付されないようご注意ください。

なお、申請書等は、京都市内いずれの区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所、神川出張所への持参も可能です。（区役所・支所等への郵送は不可。区役所・支所等に申請書等を提出された場合でも、後日、京都市子ども家庭支援課分室から、申請内容の確認や書類提出のお願いの連絡をすることがあります。）

区役所・支所等の窓口での手続の際は、子ども医療費受給者証、保険資格情報が確認できる書類は必ず原本をご持参ください。

受給者証をお使いになるにあたって

- ① 健康管理を心がけましょう
- ② かかりつけ医をもちましょう
- ③ 安易な重複受診は控えましょう
- ④ できるだけ診療時間内に受診しましょう

お子さんが受診された分の医療費は、公費により支払われています。お子さんの健康管理にご注意いただき、適切に受診をされることは、お子さんの健やかな成長だけでなく医療費の節約につながります。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用することで薬代が安くなる場合があります。

ジェネリック医薬品のご使用にあたっては医師や薬剤師にご相談ください。

次ページは、京都市子ども家庭支援課分室への郵送申請の際、封筒に貼り、宛名としてお使いください。

〒604-8571

切手を貼って
お出してください

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町四八八番地

北庁舎6階

京都市子ども家庭支援課分室 行

差出人	
お名前	ご住所

〒604-8571

切手を貼って
お出してください

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町四八八番地

北庁舎6階

京都市子ども家庭支援課分室 行

差出人	
お名前	ご住所



申請書などの提出先・制度等のお問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町

488番地 北庁舎6階

京都市子ども家庭支援課分室

TEL：075-222-3777 FAX：075-251-1132